

「個別避難計画」作成の手引き

鈴鹿市

令和8年8月 改定

目次

はじめに.....	1
1 避難行動要支援者	2
2 個別避難計画.....	3
3 避難支援等実施者	4
4 個別避難計画作成・登録の流れ.....	4
5 地域での支援.....	5
6 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書 兼 変更届出書の様式・記入例	6
7 個別避難計画における避難所及び避難経路の選定について	12
8 発災から避難まで	13
9 個人情報の取り扱いについて～避難支援等関係者の皆様へ～.....	22
10 避難行動要支援者への配慮.....	22
11 よくある質問	25

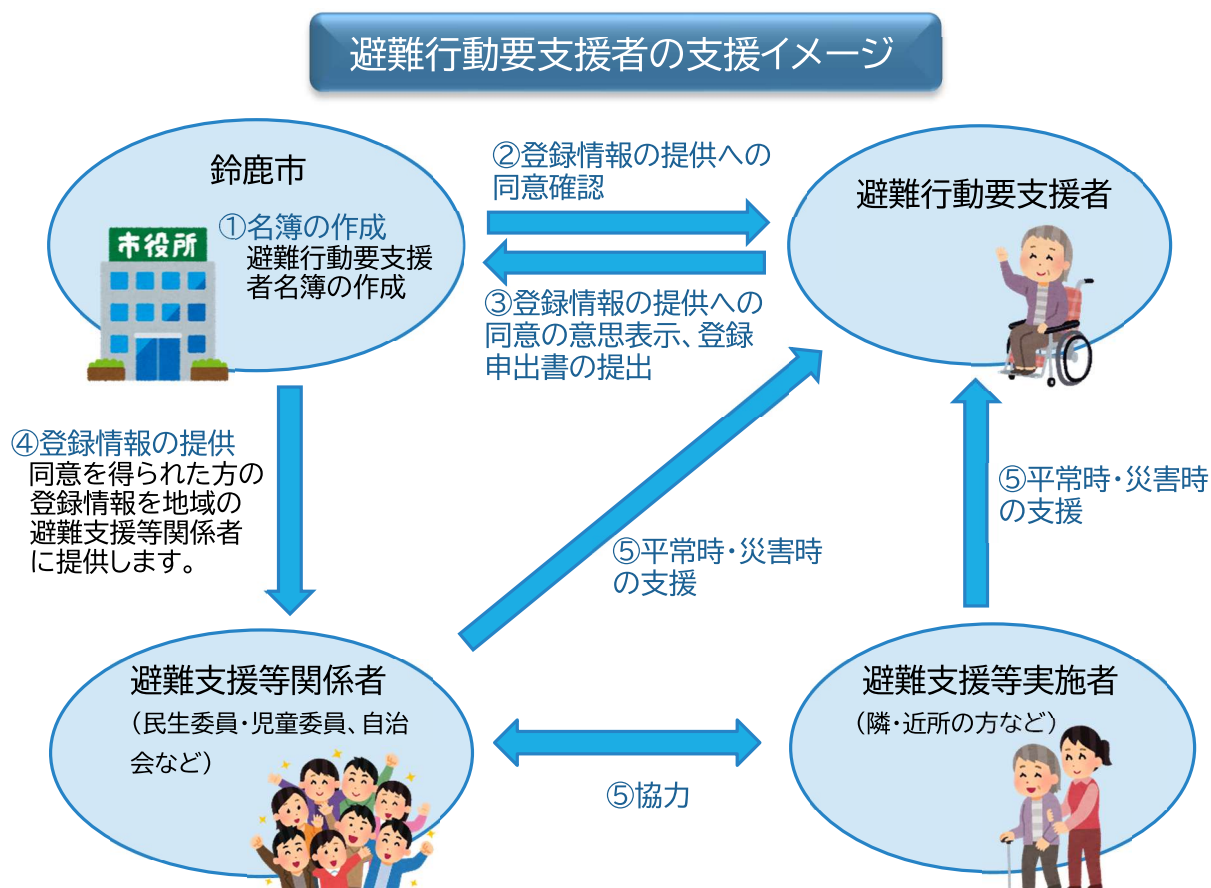
はじめに

平成23年の東日本大震災では、死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者で、障がい者の死亡率は、被災住民全体の約2倍に上ったとされています。こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を対象とした名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられました。

また、令和元年台風19号等による災害を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」を作成することが努力義務化されました。

災害時には「自分（家族）の身は自分（家族）で守る」という自助が防災の基本となりますが、自ら避難することが困難な方には、声かけや避難支援など、「地域の助け合いで災害を乗り越える」という共助が欠かせません。

「個別避難計画」は、災害発生時に避難行動要支援者を誰が支援し、どこへどのように配慮して誘導するか等について、事前に取り決めることにより、実効性のある避難支援の実現につなげていくものです。



1 避難行動要支援者

(1) 避難行動要支援者とは

高齢者や障がい者等のうち、災害時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、支援を必要とする方です（施設入所者を除く）。

(2) 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法に基づき、災害時に自ら避難することが困難で、避難等の支援を必要とする方を登録（掲載）しておく名簿のことをいいます。

希望により「避難行動要支援者名簿」に登録される方と、自動的に登録される方がいます。なお、災害時要援護者台帳に登録のある方は、自動的に「避難行動要支援者名簿」に登録されます。

希望により避難行動要支援者名簿に登録される方	個別避難計画の作成手続きなど
70歳以上の一人暮らしの方	民生委員・児童委員または 長寿社会課へ
75歳以上のみの世帯の方	
70歳以上のみの世帯で、要介護3から5の方がいる世帯の方	
要支援1・2または要介護1・2の一人暮らしの方	※担当区域の民生委員・児童委員が登録の案内に伺うことがあります。
療育手帳B1・B2を持つ一人暮らしの方	
精神障害者保健福祉手帳3級を持つ一人暮らしの方	
難病患者の方	障がい福祉課へ
上記に準じる状態で支援が必要で登録を希望する方	
	健康福祉政策課へ

自動的に避難行動要支援者名簿に登録される方	個別避難計画の作成手続きなど
要介護3以上の方	郵送等により、個別避難計画の作成について順次案内します。
身体障害者手帳1級または2級を持つ方	
療育手帳A1またはA2を持つ方	
精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持つ方	
災害時要援護者台帳に登録のある方	

(3) 名簿情報の提供

避難行動要支援者のうち、平常時から個人情報を提供することに同意された方について、避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署等）に名簿情報を提供します。

2 個別避難計画

(1) 個別避難計画とは

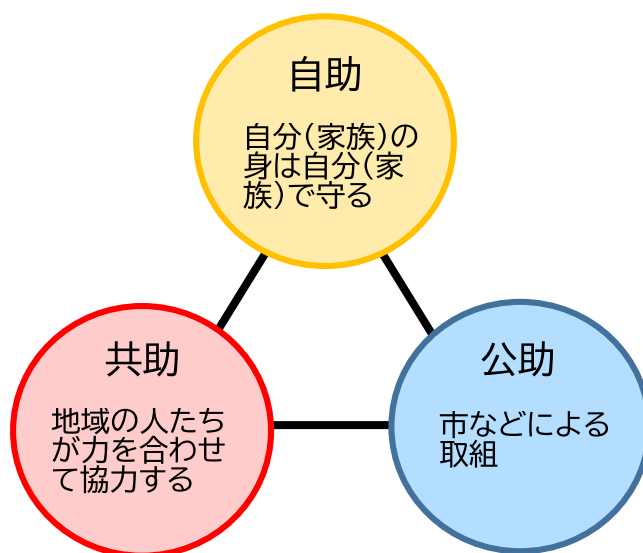
個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりが事前に作成しておく避難計画です。

災害時の避難に備えて、

- ①どの経路でどこに避難所に避難するか
- ②誰が避難を支援するか
- ③どのような配慮が必要になるか

などをあらかじめ決めておくことで、本人や家族を含めた防災意識、対応力（自助）を高めていただき、実効性のある円滑な避難につなげるものです。

また、地域の避難支援等関係者とあらかじめ個別避難計画情報を共有することで、普段の見守りや災害が発生した時の手助けなど、地域の助け合い（共助）の力を高めることも目的としています。



(2) 個別避難計画の作成

「個別避難計画」は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者への登録情報の提供に同意された方について、作成していただきます。

「個別避難計画」は作成・登録することで、優先的に避難や支援を受けられるものではありません。本人や家族がいざという時にどのように避難するかを考えておくことで、迅速な避難をするためのものです。

(3) 個別避難計画情報の提供

避難行動要支援者のうち、平常時から個人情報を提供することに同意された方について、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供します。

3 避難支援等実施者

避難支援等実施者とは、避難行動要支援者の平常時の見守りや、災害時の避難場所への誘導などを行っていただく方です。隣・近所で相互に避難支援等実施者となることもできます。

避難行動要支援者から登録の依頼があった場合には、地域での助け合い（共助）にご理解いただき、避難支援等実施者としてご協力くださいますようお願いいたします。

なお、避難支援等実施者としてご登録いただいた場合でも、法的責任や義務はありません。災害時は地域の皆さまも被災者です。ご自身の安全を確認していただいた上で、避難行動要支援者の避難にご協力いただきますようお願いいたします。

4 個別避難計画作成・登録の流れ

（希望により「避難行動要支援者名簿」に登録される方(P2 参照)の場合）

『避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画登録申出書①』の提出

登録情報の提供等に同意された方は、「登録者に関する情報」、「緊急連絡先」、「避難支援等実施者」などを登録申出書①に記入し、提出していただきます。

※ 避難支援等実施者を登録する場合は、避難支援等実施者の方から同意を得た上で登録をお願いします。



『避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書②【避難方法】』を市から送付

登録申出書①を提出していただいた方へ、市から登録申出書②【避難方法】と 避難経路例を送付します。



『避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書②【避難方法】』の提出

「避難の方法」などを登録申出書②【避難方法】に記入し、提出していただきます。



避難支援等関係者への情報提供

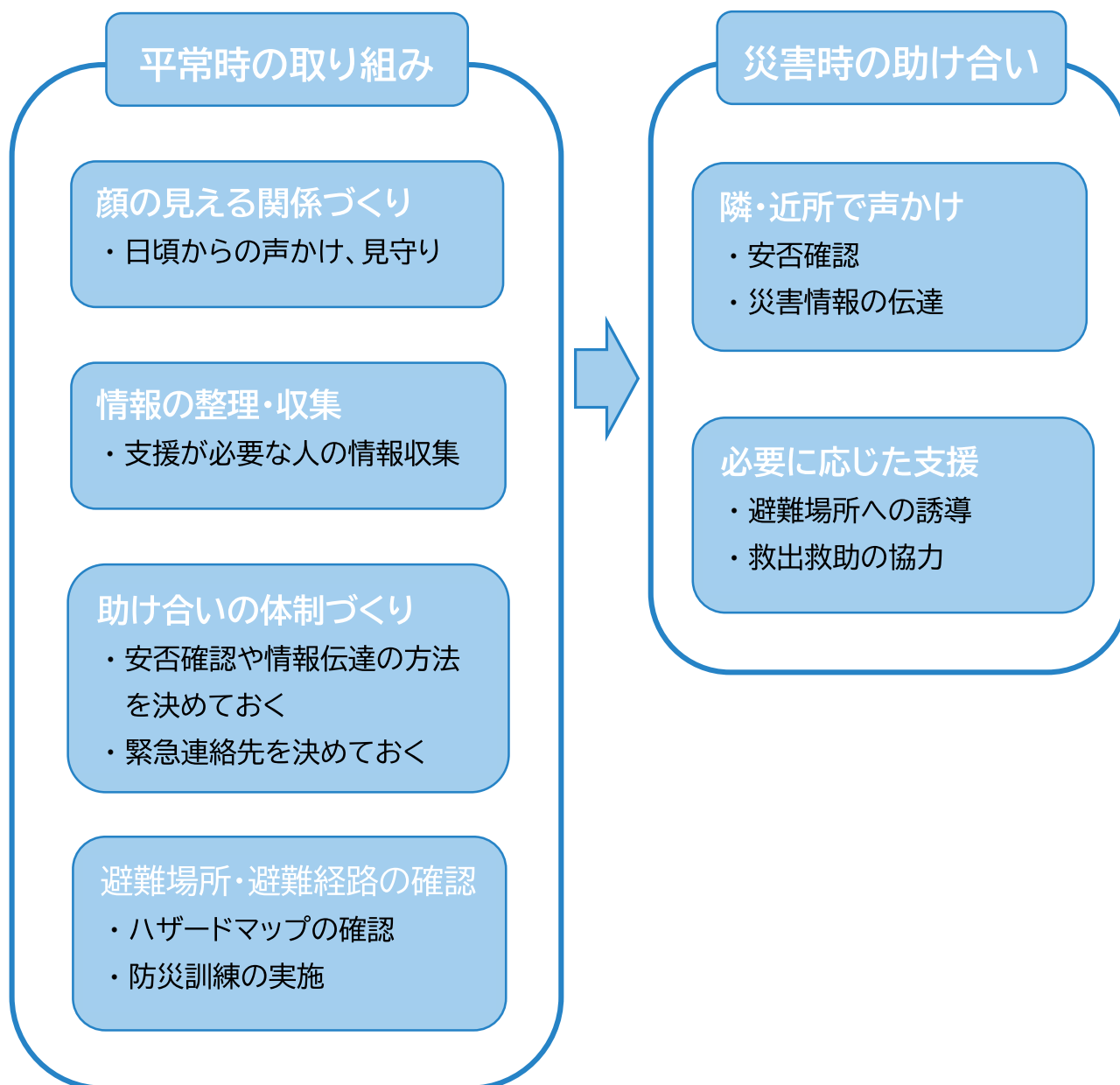
市から避難支援等関係者へ登録情報を情報提供します。

※ 登録申出書は、提出前に必要に応じてコピーを取っていただき、ご自身での保管及びご家族・避難支援等実施者への共有を行っていただくようお願いいたします。

5 地域での支援

「個別避難計画」の作成だけでなく、日頃からの地域での関係づくりが、いざという時の助け合いにつながります。

災害時に備え、平常時からの取り組みを心がけましょう。



6 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書 兼 変更

届出書の様式・記入例

作成 支援者 区分	居宅介護支援事業所（事業所名： ） 民生委員 障害者相談支援事業所（事業所名： ） その他（氏名、登録者との関係： ）
-----------------	--

避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 登録申出書① 兼 変更届出書①（表面）

（宛先） 鈴鹿市長

☐	登 録	私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援が必要ですので、個別避難計画を作成することに同意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録を申し出ます。 また、災害の発生に備え、登録した情報を避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署等）へ提供することに同意します。
☐	変 更	私は、申出をした避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報に変更がありましたので届け出ます。 ※変更の場合は、変更があった事項についてのみ記入してください。
☐	撤 回	私は、申出をした避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録について撤回するため、届け出ます。 ※施設への入所、市外への転居のほか、避難行動要支援者の要件に該当しなくなった場合も含まれます。
申出（届出）日 年 月 日 署名 _____ 代筆者署名 _____ （登録者との関係： ）		

登 録 者 に 関 する 情 報	住所 又は 居所	鈴鹿市		自宅電話		
				携帯電話		
				その他		
				自治会名		
	氏名	(フリガナ)		性別	生年月日	
				男・女	(大正・昭和・平成) 年 月 日	
	要 支 援 情 報	要介護 認 定	なし・あり【要支援1・要支援2・ 要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5】			
		障害者 手 帳	身体障害者手帳 なし・あり【1級・2級・3級・4級・5級・6級】			
			療育手帳 なし・あり【A1・A2・B1・B2】			
			精神障害者保健福祉手帳 なし・あり【1級・2級・3級】			
難病		なし・あり（病名： ）				
その他	理由：					

↓ 該当する項目すべてに○をつけてください

世 帯 の 状 況 等	① 暮 ら し り	⑦70歳以上	④療育手帳を所持
		②要介護度が「要支援1～2」、 「要介護1～5」	⑤精神障害者保健福祉手帳を所持
		③身体障害者手帳の1級・2級を所持	⑥難病患者
	⑦ 以 外	⑦75歳以上のみの世帯	⑪療育手帳のA1・A2を所持
		⑧70歳以上のみ世帯で、要介護度が 「要介護3～5」の方がいる。	⑫精神障害者保健福祉手帳の 1級・2級を所持
		⑨要介護度が「要介護3～5」	⑬難病患者
		⑩身体障害者手帳の1級・2級を所持	
	〔同居者の氏名〕※⑦～⑬の場合に記入		
	⑭ その他 (上記①から⑬に準じた状態で、支援が必要な理由)		

避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 登録申出書① 兼 変更届出書① (裏面)

緊急連絡先	①	住所				
		氏名	(フリガナ)	電話	-	-
				(携帯)	-	-
			続柄			
	②	住所				
		氏名	(フリガナ)	電話	-	-
			(携帯)	-	-	
		続柄				

避難支援等実施者	①	住所				
		氏名	(フリガナ)	電話	-	-
				備考 (支援内容等)		
	②	住所				
		氏名	(フリガナ)	電話	-	-
			備考 (支援内容等)			

※ 避難支援等実施者の同意を得た上で記入してください。

※ 避難支援等実施者が必ず避難支援等に駆け付けることを保証するものではありません。

病 院 ・ リ 診 ・ 療 養 所	病院名	診療科又は持病	備考 (通院頻度など)

避難時の携行品 (薬・介護医療資材)		
避難時に必要な 配慮	☐ 立つことや歩行が困難 ☐ 物が見えない (見えにくい) ☐ 危険なことの判断ができない ☐ おむつ、リハビリパンツが必要 ☐ 医療的ケア (酸素・インシュリン・透析・その他 (自由記入欄に記載))	☐ 音が聞こえない (聞きとりにくい) ☐ 言葉が話せない (話しにくい) ☐ 知人・家族の顔が分からない

自由記入欄

	鈴鹿市使用欄

※避難方法の申出書は、こちらの申出書を提出していただいた後に別途郵送します。

登録申出書①
(裏面)
記入例

緊急連絡先	住所	錦鹿市白子駅前××-×××	電話	059 - ×××× - ××××
	氏名	ススカ イチロウ 鈴鹿 一郎	(携帯)	090 - ×××× - ××××
連	住所	愛知県名古屋市中区××××	続柄	長男
	氏名	カトウ ハナコ 加藤 花子	電話	059 - ×××× - ××××
紹	住所	錦鹿市神戸一丁目△△-△△	(携帯)	090 - ×××× - ××××
	氏名	サトウ シロウ 佐藤 二郎	続柄	次女

避難支援等実施者	住所	錦鹿市神戸一丁目△△-△△	電話	090 - ×××× - ××××
	氏名	サトウ シロウ 佐藤 二郎	備考	左隣の家 (避難時の声掛け)
等	住所	錦鹿市神戸一丁目□□-□□	電話	090 - ×××× - ××××
	氏名	ヤタベ ヒロコ 矢田部 博子	備考	向かいの家 (支援内容等)

※ 避難支援等実施者の同意を得た上で記入してください。

※ 避難支援等実施者が必ず避難支援等に駆付けけることを保証するものではありません。

病	病院名	診療科又は持病	備考 (通院頻度など)
院	〇〇病院	パーキンソン病	3ヶ月毎に受診
・	××クリニック	内科 高血圧	2ヶ月毎に受診
診	△△医院	糖尿病	半年毎に受診 インシュリンは1回2単位
療			
所			

避難時の携行品 (薬・介護医療資材)	薬、お薬手帳、インシュリン
避難時に必要な 配慮	☐ 立つことや歩行が困難 ☐ 物が見えない (見えにくい) ☒ 危険なことの判断ができない ☐ おむつ、リハビリパンツが必要 ☐ 医療的ケア ☐ 透析・その他 (自由記入欄に記載)

自由記入欄

普段は2階の階段を上がって左手すくの洋室のベッドにいます。

普段は2階の階段を上がって左手すくの洋室のベッドにいます。	鈴鹿市使用欄
-------------------------------	--------

※避難方法の申出書は、こちらの申出書を提出していただいた後に別途郵送します。

避難支援等実施者の同意を得た上で記入してください。見つからない場合は空欄のままにしてください。

避難時の声掛け、避難所への誘導など、支援を受けられる内容の記入をお願いします。

定期的に受診をされている方は記入をお願いします。

避難時や、避難先で必要になるものを記入してください。薬が必要な場合は、「お薬手帳」を併せて携行していただくと、薬の情報が分かれます。

(※薬の情報を更新するため、平常時において医療機関を受診される際は、必ず「お薬手帳」をお持ちください。)

避難する時にどのような配慮が必要かを記入してください。

普段の居場所等、避難行動の支援に必要と考えられる情報を記入してください。

作成
支援者
区分
居宅介護支援事業所（事業所名： ） 民生委員
障害者相談支援事業所（事業所名： ） その他（氏名、相談者との関係： 鈴鹿 一子（妻） ）

避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 登録申出書② 兼 変更届出書②（避難方法）
（宛先） 鈴鹿市長

☒ 登録
私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援が必要ですので、個別避難計画を作成することに同意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録を申し出ます。
また、災害の発生に備え、登録した情報を避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署等）へ提供することに同意します。

☐ 変更
私は、申出をした個別避難計画情報に変更が及びましたので届け出ます。
※変更の場合は、変更があった事項についてのみ記入してください。

申出（届出）日 令和〇年 〇月 〇日 署名 鈴鹿 英二
代筆者署名 鈴鹿 一子
（登録者との関係： 妻）

住所 又は 居所 鈴鹿市 神戸一丁目〇〇番××号
氏名 プリガナ スズカ エイジ 鈴鹿 英二

避難の方法	風水害のとき	避難場所	☒ 経路例の通り (右欄名称のみ記入)	名称・居住者氏名	〇〇公民館
		避難場所	☐ その他	所在地・住所	
	津波（生に地蔵）のとき	避難場所	☐ 経路例の通り (右欄名称のみ記入)	名称・居住者氏名	矢田部 博子 宅（住宅）
		避難場所	☒ その他	所在地・住所	〇〇町××番地
		連絡先	059-XXXXX-XXXXX		
		避難方法、避難経路に関する留意事項		移動が困難なため、担架等での避難が必要	

避難経路（上記の避難場所を「その他」でご記入いただいた場合に、ご記入をお願いします。）

記入例1

記入例2

自宅を出て道路に出る。
左手に通り、交差点を左折。
次の交差点を右折し、右手1件目の家。

鈴鹿市使用欄

家族が作成を支援した場合は、
こちらにも記入をお願いします。

必ず署名をお願いします。
家族等による代筆の場合は、代筆者の署名をお願いします。

避難場所が「経路例のとおり」の場合、
避難場所となっている施設名をご記入ください。
(自宅が避難場所となっている場合は、「自宅」をご記入ください)

避難場所が「その他」で居宅の場合は、どなたの家に
避難するのかが分かるように記入してください。

※避難所等でない場所の場合、必ず事前に災害時に
避難してよいか確認をお願いします。

上記の避難場所を「その他」でご記入いただいた場合に、
ご記入をお願いします。

記入方法例：
・地図を直接描く（記入例1）、
・文章で避難経路の説明を書く（記入例2）、
・避難経路例に修正した経路を色ペン等で書いて送送する
・印刷した地図に避難経路を色ペン等で書いて送送する
など

7 個別避難計画における避難所及び避難経路の選定について

避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画 登録申出書①を提出していただいた方へ、市から登録申出書②【避難方法】と「風水害のとき」及び「津波（主に地震）のとき」の避難経路例を送付します。（P4「個別避難計画作成・登録の流れ」参照）

避難経路例の避難所及び避難経路の選定方法は、下記のとおりです。

避難経路例を参考に登録申出書②【避難方法】を記入していただき、市へ提出をお願いします。

なお、避難経路例はあくまで一例になりますので、避難場所を他に決められている場合は、登録申出書②にその情報を記入してください。

風水害のとき

避難所

鈴鹿市においては、気象警報（氾濫・大雨・土砂災害・暴風・高潮）発表時に自主避難所（風水害時初期開設避難所）が27か所開設されます。（P15、16 表①参照）

「個別避難計画」の風水害時においては、この27か所の避難所から選定します。

避難経路例における避難所及び避難経路の選定方法

洪水浸水区域・高潮浸水区域・土砂災害警戒区域内に住所がある方を対象に、27か所の避難所のうち最寄りのものを選定します。また、避難経路はシステムによって自動で選定します。

ただし、上記の3つの区域外に住所がある方については、在宅避難が有効と考えられますので、自宅を避難場所として選定しています。

津波（主に地震）のとき

避難所

大地震が起きたとき、鈴鹿市においては必要に応じて避難所が順次開設されますが、「地震時優先開設」に指定されている避難所が優先して開設されます。（全58か所）（P17～20 表②参照）

「個別避難計画」の地震時においては、この58か所の避難所から選定します。

避難経路例における避難所及び避難経路の選定方法

津波浸水区域内に住所がある方を対象に、58か所の避難所のうち最寄りのものを選定します。また、避難経路はシステムによって自動で選定します。

ただし、上記の区域外に住所がある方については、津波からの避難の必要がありませんので、自宅を避難場所として選定しています。（地震の揺れにより自宅が被

害を受けられた場合は避難所への避難が必要ですが、個人により差があるため、共通して自宅を選定しています)

8 発災から避難まで

風水害のとき

(1) 避難情報 (鈴鹿市から発令されるもの)

高齢者等避難：これが出たら避難！

発令基準：発令基準となる水位に対象河川が達したとき、氾濫・大雨・土砂災害・高潮警報が発令されたときなどに、対象地域に発令します。(下図参照)

避難情報と避難行動		避難情報が発令された場合、どのような状況でどんな行動をとらなければならないか確認しましょう。		
警戒レベル	避難情報等	周囲の状況	市民が取るべき行動	防災気象情報
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後の気象状況 悪化のおそれ	災害への 心構えを高める	早期注意情報
2	レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報 (気象庁が発令)	気象状況悪化	自らの避難 行動を確認	レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報
3	高齢者等避難 (鈴鹿市が発令)	災害発生のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	レベル3 氾濫・大雨・土砂災害・高潮警報
4	避難指示 (鈴鹿市が発令)	災害発生のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	レベル4 氾濫・大雨・土砂災害・高潮危険警報 など
~~<<警戒レベル4で必ず避難完了>>~~				
5	緊急安全確保 (鈴鹿市が発令)	災害発生 又は切迫	命の危険！ 直ちに 安全確保	レベル5 氾濫・大雨・土砂災害・高潮特別警報

(2) 避難の流れ

①災害情報を収集する

風水害においては、事前の情報収集が重要です。自身で情報を収集し、避難の準備を行いましょう。(P21 参照)

②自分の地域に高齢者等避難が発令されたら、避難所へ避難する。

津波（主に地震）のとき

(1) 避難情報（鈴鹿市から呼びかけ・発令されるもの）

自主避難の呼びかけ、高齢者等避難：これが出たら避難！

発令基準：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときに、津波浸水区域内の対象地域に発令します。

※南海トラフ地震臨時情報とは…南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合等に、気象庁が発表するものです。

避難指示：これが出たら避難！

発令基準：津波警報、大津波警報が発表されたときに、津波浸水区域内の対象地域に発令します。

(2) 避難の流れ

- ①緊急地震速報が鳴ったら、自分の身を守る。※机の下に潜る、頭を守るなど。
- ②揺れが収まったら一旦、落下物等の危険のない広い土地へ避難する。
- ③津波浸水区域内に住所がある方は、浸水区域外まで避難する。
- ④自宅が地震・津波により被災した場合は、避難所へ避難する。

表① 【風水害】自主避難所(初期開設避難所)

地区	番号	名称	住所	電話	標高 (m)	騰 越	鞆 避
国府	1	国府公民館	国府町 3294	379-1818	43.2	○	
庄野	2	庄野公民館	庄野町 17-7	370-0423	21.1	○	
加佐登	3	加佐登公民館	高塚町 1068-1	378-7422	54.8	○	
牧田	4	牧田公民館	平田東町 4-11	370-2978	24	○	
石薬師	5	石薬師公民館	石薬師町 2022-1	374-2990	42.5	○	
白子	6	白子小学校体育館	白子一丁目 12-12	386-0039	1.9	○	○
	7	鼓ヶ浦小学校体育館	寺家一丁目 41-1	386-3355	1.5	○	○
	8	愛宕公民館	東江島町 21-6	388-5909	4.7	○	
稲生	9	稲生公民館	稲生塩屋三丁目 2-34	387-0479	9.3	○	
飯野	10	飯野公民館	西條町 463	382-4954	10	○	
河曲	11	河曲公民館	河田町 370-10	382-5837	11.3	○	
一ノ宮	12	長太小学校体育館	長太旭町五丁目 4-5	385-0315	2.2	○	○
	13	一ノ宮公民館	一ノ宮町 1755	383-8858	6.4	○	
箕田	14	箕田小学校体育館	南堀江一丁目 1-1	385-0506	4	○	○
	15	箕田公民館	中箕田町 1131-1	382-5202	4.1	○	
玉垣	16	玉垣公民館	北玉垣町 980	382-9781	8.2	○	
若松	17	若松公民館	若松中二丁目 3-8	385-1919	3.9	○	

地区	番号	名称	住所	電話	標高 (m)	避難	避難
神戸	18	神戸公民館	神戸二丁目 17-40	383-1204	10.5	○	
栄	19	栄公民館	五祝町 1073	387-0452	3.1	○	
天名	20	天名公民館	御菌町 5306	372-0430	9.9	○	
合川	21	合川公民館	三宅町 2141	372-0432	12.1	○	
井田川	22	井田川公民館	西富田町 11	378-9390	26.8	○	
久間田	23	久間田公民館	下大久保町 797-1	374-2997	63.4	○	
椿	24	椿公民館	山本町 747-2	371-1786	153.5	○	
深伊沢	25	深伊沢公民館	深溝町 1560-1	374-2996	77.2	○	
鈴峰	26	鈴峰公民館	伊船町 1009-5	371-1747	98.5	○	
庄内	27	庄内公民館	東庄内町 2430-2	371-1956	92	○	

※ 収容避難所(指定避難所)は全て耐震性を有している。

※ 風水害時初期開設 : 氾濫・大雨・土砂災害・暴風・高潮の気象警報発表時、自主避難所として開設する避難所

※ 基幹収容避難所 : 備蓄物資を置いている避難所

表② 【地震】地震時優先開設避難所

地区	番号	名称	住所	標高 (m)	備 用	登 録
国府	1	国府小学校体育館	国府町 2373-1	40	○	○
	2	平田野中学校体育館	国府町 9105-1	44.5	○	○
	3	国府公民館	国府町 3294	43.2	○	
	4	住吉公民館	住吉一丁目 22-3	29.9	○	
庄野	5	庄野小学校体育館	庄野東二丁目 5-35	22.4	○	○
	6	庄野公民館	庄野町 17-7	21.1	○	
加佐登	7	加佐登小学校体育館	高塚町 1069	55.8	○	○
	8	白鳥中学校体育館	加佐登三丁目 1-1	46.2	○	○
	9	加佐登公民館	高塚町 1068-1	54.8	○	
牧田	10	清和小学校体育館	算所五丁目 21-12	19.4	○	○
	11	牧田小学校体育館	岡田一丁目 29-1	20.4	○	○
	12	明生小学校体育館	大池二丁目 13-1	27.4	○	○
	13	清和公民館	算所五丁目 21-1	19.8	○	
	14	牧田公民館	平田東町 4-11	24	○	
石薬師	15	石薬師小学校体育館	石薬師町 1713	45.2	○	○
	16	石薬師公民館	石薬師町 2022-1	42.5	○	

地区	番号	名称	住所	標高 (m)	聴 取	観 望
白子	17	旭が丘小学校体育館	東旭が丘五丁目 3-18	12.9	○	○
	18	白子中学校体育館	中旭が丘四丁目 5-62	8	○	○
	19	旭が丘公民館	中旭が丘三丁目 13-30	10.8	○	
	20	鈴鹿市武道館	江島台二丁目 6-1	11	○	○
稲生	21	稲生小学校体育館	稲生三丁目 10-1	12	○	○
	22	稲生公民館	稲生塩屋三丁目 2-34	9.3	○	
飯野	23	飯野小学校体育館	三日市南二丁目 1-7	22.2	○	○
	24	創徳中学校体育館	三日市町 1803-8	21.4	○	○
	25	飯野公民館	西條町 463	10	○	
河曲	26	河曲小学校体育館	十宮町 719-2	12	○	○
	27	神戸中学校体育館	十宮町 1335	12	○	○
	28	河曲公民館	河田町 370-10	11.3	○	
一ノ宮	29	一ノ宮小学校体育館	一ノ宮町 557	7.2	○	○
	30	一ノ宮公民館	一ノ宮町 1755	6.4	○	
箕田	31	箕田小学校体育館	南堀江一丁目 1-1	4	○	○
	32	箕田公民館	中箕田町 1131-1	4.1	○	
玉垣	33	桜島小学校体育館	桜島町四丁目 12	14.8	○	○
	34	玉垣小学校体育館	北玉垣町 947	8.1	○	○
	35	千代崎中学校体育館	東玉垣町 2863	7.8	○	○

地区	番号	名称	住所	標高 (m)	聴 取	観 望
玉垣	36	玉垣公民館	北玉垣町 980	8.2	○	
	37	ふれあいセンター	南玉垣町 6600	12.2	○	
神戸	38	神戸小学校体育館	神戸二丁目 12-10	10.7	○	○
	39	神戸公民館	神戸二丁目 17-40	10.5	○	
栄	40	天栄小学校体育館	郡山町 710-6	23.4	○	○
	41	天栄中学校体育館	秋永町 1839	12.8	○	○
	42	郡山公民館	郡山町 540-8	16	○	
天名	43	旧天名小学校体育館	御藺町 2500	10	○	○
	44	天名公民館	御藺町 5306	9.9	○	
合川	45	旧合川小学校体育館	三宅町 3694-2	23.8	○	○
	46	合川公民館	三宅町 2141	12.1	○	
井田川	47	井田川小学校体育館	和泉町 814	29.4	○	○
	48	井田川公民館	西富田町 11	26.8	○	
久間田	49	久間田公民館	下大久保町 797-1	63.4	○	
椿	50	椿小学校体育館	山本町 750	158.6	○	○
	51	椿公民館	山本町 747-2	153.5	○	
深伊沢	52	鈴西小学校体育館	深溝町 3172-1	77.2	○	○
	53	深伊沢公民館	深溝町 1560-1	77.2	○	

地区	番号	名称	住所	標高 (m)	聴 聞	義 塾
鈴峰	54	深伊沢小学校体育館	伊船町 1693	93	○	○
	55	鈴峰中学校体育館	長澤町 1867-1	96.6	○	○
	56	鈴峰公民館	伊船町 1009-5	98.5	○	
庄内	57	庄内小学校体育館	東庄内町 2458-1	90.9	○	○
	58	庄内公民館	東庄内町 2430-2	92	○	

- ※ 収容避難所(指定避難所)は全て耐震性を有している。
- ※ 地震時優先開設 :大地震発生時、優先的に開設する避難所
- ※ 基幹収容避難所 :備蓄物資を置いている避難所

情報の入手方法

インターネットの活用

各種気象警報などの緊急情報は、様々な媒体を利用して発信されます。一つの伝達手段に頼ることなく確実に緊急情報を得られるように、緊急時は自ら情報収集に努めましょう。

鈴鹿市の防災情報

鈴鹿市公式 LINE アカウント

鈴鹿市では、鈴鹿市公式LINEによる市の情報発信を行っています。

アカウント名：鈴鹿市 アカウント ID：@suzukacity
「LINE」アプリをスマートフォンなどにインストールした後、下記のいずれかの方法で、鈴鹿市公式LINEアカウントを「友だち追加」してください。

- ①LINEアプリで右のQRコードを読み取り、「鈴鹿市」を「追加」して登録
- ②LINEアプリのホーム画面で、「鈴鹿市」を検索し「追加」して登録
- ③LINEアプリの「友だち追加」から上記のID「@suzukacity」で検索し「追加」して登録
- ④災害情報通知の受取方法
登録後、トーク画面「★まずは受信設定を！」のURLをクリック → 受信設定画面の災害情報を「受信する」にチェック。その他知りたい情報や必要な項目を記入し送信。



鈴鹿市ウェブサイト「災害速報」

鈴鹿市で発生している災害速報を確認できます。



鈴鹿市公式 X (旧 Twitter)

災害時には避難情報等をお知らせします。



鈴鹿市公式Facebook

災害時には避難情報等をお知らせします。



鈴鹿市災害メール

スマートフォンやタブレットなどをお持ちでない方や、LINEアプリを利用されていない方に向けて、「鈴鹿市災害メール」を配信しています。下記アドレスに電子メールを送信すると登録用ページのURLを記載したメールが届きますので、アクセスのうえ、ご登録ください。
※「鈴鹿市災害メール」は、アドレス誤りや受信拒否設定の場合は配信されませんので、ご注意ください。

- 登録用メールアドレス
saigai.suzuka-city@raidan2.ktaiwork.jp

- 登録用QRコード



気象情報・雨量、河川、土砂災害情報等

気象庁「キキクル（危険度分布）」

土砂災害、浸水害、洪水災害からあなたやご家族の命を守るための情報が確認できます。



津地方気象台

気象台の発表する気象情報や警報・注意報などが確認できます。



国土省「川の防災情報」

全国の川の水位や洪水予警報、レーダ雨量、河川カメラ画像などをリアルタイムで確認できます。



三重県土砂災害情報提供システム

大雨で土砂災害発生の危険性が高まった時、三重県と津地方気象台が共同発表する気象情報です。



重ねるハザードマップ

災害リスク情報や防災に役立つ情報を重ねて閲覧できます。



緊急速報メール（エリアメール）

緊急速報メールとは、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、市が配信する避難指示等の避難情報を主要な携帯電話事業者と契約した携帯電話で受信することができます。

※通話中や電波状況が悪いと受信しない場合があります。

- 事前の申し込みや通信料などは不要です。
- 一部対応していない機種があります。
詳しくは各携帯電話会社にご確認ください。

防災みえ.jp

登録者の携帯電話に、電子メールで三重県内の災害情報をお届けするサービスです。

地震、津波、台風、大雨などの防災気象情報、避難指示、避難所開設などの緊急防災情報などを配信します。

土砂災害警戒情報や河川の水位情報なども配信されます。

※メール配信サービスは登録が必要です。



9 個人情報の取り扱いについて～避難支援等関係者の皆様へ～

避難行動要支援者名簿に登載される避難行動要支援者の多くは、高齢者や障がい者です。個人情報が漏えいすることにより、情報が悪用され、被害を受ける恐れにもつながりかねません。

このため、取り扱いにあたっては、個人情報が漏えいすることがないように、適正に取扱うことが求められます。

(1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画（以下、「名簿等」）の管理について

名簿等は紛失することのないよう部外者が容易に持ち出したり、閲覧したりすることができない場所に保管するとともに、その内容が、支援に関係しない人に知られることがないように適切に管理してください。

(2) 名簿等の利用について

名簿等は、災害時における情報提供、安否確認、避難誘導、救出活動等、また災害時におけるこれらの活動を容易にするために日常生活において行う見守り活動、声かけ、防災訓練等の目的以外で利用することや、第三者に提供することはできません。

また、名簿等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を第三者に漏らすことがないようにしてください。避難支援等関係者でなくなった後も同様です。

10 避難行動要支援者への配慮

①高齢者（要介護認定を受けている人など）

特徴：体力が衰え身体能力が低下している場合があります。

認知症により、自分で判断し、行動することが困難な場合があります。

避難支援時の配慮

- ・足腰が弱っている場合があります。手荷物などがある場合は、一緒に持つようにしましょう。
- ・移動に車いすやストレッチャーなどの移動用具が必要な場合は、道路の幅を確認するとともに、段差・傾斜・スピードなどに気を付けて移動しましょう。
- ・危険な状況や避難の必要性が分からない場合があります。簡単な言葉でゆっくりと説明をしましょう。また、誘導時は必ず誰かが付き添い、一人にしないようにしましょう。

②視覚障がい者

特徴：異変や危険を感じ取ることができないまたは難しい場合があります。
そのため、移動や情報取得が課題となります。

避難支援時の配慮

- ・声が聞こえても周囲の状況が分かりづらいため、腕や服装に軽く触れながら声をかけましょう。
- ・避難誘導時には、杖を持たない方の手で腕を持ってもらい、歩行速度に気を付け、斜め一步前を歩きましょう。また、周囲の状況を伝えながら歩きましょう。

③肢体不自由者

特徴：自力での歩行や素早い行動が困難な場合があります。
そのため、移動が課題となります。

避難支援時の配慮

- ・車いすに乗っているからといって、足だけが不自由とは限りません。どのような支援が必要かを確認しましょう。

④聴覚障がい者

特徴：音声での避難情報が聞き取れない可能性があります。
そのため、情報取得が課題となります。
外見だけでは、障がいがあるか判断できない場合があります。

避難支援時の配慮

- ・すべての方が手話を使えるわけではありません。はじめに、筆談などで「何ができるか」を確認しましょう。
- ・文字だけではなく、身振り手振りや表情、口の動きなど工夫して情報を伝えましょう。

⑤内部障がい者

特徴：外見だけでは、障がいがあるか判断できない場合が多く、対処が遅れると命に関わる問題となります。
障がいの種類によっては、自力での避難が難しい場合があります。
そのため、周囲からのサポートが課題となります。

避難支援時の配慮

- ・目に見えない障がいであり、判断が難しく、命に関わる障がいのため、医療的サポートが必要な場合は、消防や医療機関への連絡をお願いします。

⑥知的障がい者

特徴：普段と違う状況にパニックになってしまう場合があります。
そのため、避難が単独では難しい場合があります。

避難支援時の配慮

- ・一人では理解や判断をすることが苦手な場合があります。やさしく簡潔に伝えましょう。
- ・「大声を出す」「飛び跳ねて泣き叫ぶ」などの様子が見えたら、パニックになっている可能性があります。冷静な態度で接し、見守りましょう。決して叱らないようにしましょう。
- ・言葉で危険を理解できないときは、手を引くなどして誘導しましょう。

⑦精神障がい者

特徴：普段から服用している薬や治療を必要とする場合があります。
環境の変化に対し大きな不安を感じ、過度な疲労やストレスから日常生活に支障が生じる可能性があります。

避難時の配慮

- ・精神障がいには様々な症状があります。まずは笑顔で、やさしく声をかけましょう。
- ・災害の発生により、落ち着きを失っていたら声をかけ周囲の状況などを伝えましょう。

1 1 よくある質問

Q：個別避難計画は、必ず作成しなければならないのですか。

A：必ず作成しなければならないものではなく、あくまでも避難行動要支援者本人またはご家族の同意のもとで作成するものですが、災害時の避難支援の実効性が高まることが期待されるため、可能な限り作成をお願いしているものです。作成を通じてご自身がどう避難するかを考えていただくことが大切です。

Q：個別避難計画は、どのように活用されますか。

A：民生委員や自治会、地域包括支援センターなどの避難支援関係者に提供し、普段の見守りや災害発生時の避難支援に活用されます。

Q：避難支援等実施者には誰になってもらえばいいですか。

A：避難支援等実施者は、ご自身やご家族などで、隣・近所にお住いの親族、友人、知人の方など、災害時に早く駆け付けられるような方を考えた上で、その方に同意を得てから記入してください。どうしても見つからない場合は、空欄のままで登録申出書を提出していただき、見つかった際に変更届出書を提出いただくようお願いします。

Q：避難支援等実施者になると、必ず支援をしなければならないのですか。

A：災害時には、避難支援者等実施者も被災する可能性があるため、避難支援は、ご自身や家族の生命・身体の安全を確保した上で、可能な範囲で実施していただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

Q：自宅から別の場所へ避難することが困難な場合、避難場所を自宅にしてもいいですか。

A：基本的には、危険なところから安全な場所に移動することが避難ですので、自宅が危険であれば安全な場所に避難する必要があります。

避難場所を安全な場所に設定し、避難時の注意として「避難方法、避難経路に関する留意事項」の欄に、「移動が困難なため、担架等での避難が必要」などの記入をお願いします。

Q：個別避難計画作成後に避難行動要支援者本人が長期入院されたり、施設等に入所されたりしたときは、どうしたらいいですか。

A：「避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画登録申出書① 兼 変更届出書①」を提出していただき、個別避難計画の登録の撤回を届け出てください。

Q：避難行動要支援者支援の取組は、これまでの災害時要援護者制度と何が違うのですか。

A：避難行動要支援者支援の取組は、個別避難計画を作成することにより、避難行動要支援者がどこに避難するかなどを事前に決めることにより、災害時の避難支援の実効性を高めようとする取組ですが、地域の支援者に対しては、制度の運用面で災害時要援護者制度と大きな変更点はありません。

【お問い合わせ】

鈴 鹿 市

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

健康福祉政策課 TEL 382-9012（民生委員・児童委員について）

長 寿 社 会 課 TEL 382-7935（高齢者等の登録について）

障がい福祉課 TEL 382-7626（障がい者等の登録について）

FAX 382-7329（障がい福祉課 直通 FAX 番号）

防災危機管理課 TEL 382-9968（避難所・避難経路について）